

ヲ備サールカ團結ハ最後ノ勝利ナリ云々

決

議 文

一我等ハ團體交渉權ヲ要求ス
一我等ハ横断組合ノ外断シテ次員本家ニ譲ラズ
一我等ハ五場立憲ノ爲ニ五場委員制度ヲ採
用主張ス

大正十年六月十七日

全大阪労働者大會

宣

言

解放ノ途上ニアル吾大阪労働者ハ飽迄結社ノ自由カ労働組合ノ自由ヲ擁護セントス我等ノ要求スル自由ハ唯政治上ノ空文テハナイ

産業上ノ自由ヲ生産組織内ニ於テ産業的自由ヲ要求スルノテアル

産業ノ自由ハ先ツ労働組合委員在次員本家ニ対抗シ得ル時ニ始マルモシ我等カ黙ハタトシテ次員本家ニ之月從スヘキモ事業主組合ノ縦断組合ノミニ満